建築基準法第18条の2第1項の規定に基づき、福井県知事が委任する構造計算適合性判定業務は次のとおりです。

・構造計算に係る床面積が5，000㎡以下の建築物で一般的な構造計算※で安全性を確かめた場合は、一般財団法人福井県建築住宅センターに申請してください。

・構造計算に係る床面積が5，000㎡を超え、10，000㎡以下の建築物のうち高さが45m以下の建築物で一般的な構造計算※により安全性を確かめた場合は、11の指定構造計算適合性判定機関のいずれにも申請できます。

※一般的な構造計算：ルート3、ルート2、ルート1（大臣認定プログラム）

業務を委任する指定構造計算適合性判定機関名	委任する業務範囲		
㋐（一財）福井県建築住宅センター	すべての建築物 ※の特殊構造等を除く。	高さが45m以下の建築物 ※の特殊構造等を除く。	
㋑（一財）日本建築センター ㋒（一財）日本建築総合試験所 ㋓（株）グッド・アイズ建築検査機構 ㋔（株）東京建築検査機構 ㋕（株）建築構造センター ㋖日本建築検査協会（株） ㋗（一財）ベターリビング ㋘（一財）住宅金融普及協会 ㋙ビューローベリタスジャパン（株） ㋚ハウスプラス住宅保証（株）	※次の構造方法等のみ ・限界耐力計算 ・免震建築物 ・枠組壁工法 ・木質プレハブ工法 ・膜構造 ・特定天井の計算を簡易スペクトル法または応答スペクトル法で計算するもの ・他（一財）福井県建築住宅センターが判定できない特殊構造	すべての建築物	すべての建築物

0㎡　　5,000㎡　　10,000㎡

構造計算に係る床面積

※エキスパンジョイント等により構造が分かれている場合は、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積

＜事例１＞

床面積3,000㎡
ルート３

➡ ＜申請先＞ ㋐

＜事例２＞

床面積15,000㎡
ルート３

➡ ＜申請先＞㋑～㋚のいずれか

＜事例３＞

床面積2,000㎡
限界耐力計算

➡ ＜申請先＞㋑～㋚のいずれか

＜事例４＞

床面積6,000㎡
高さ25m
ルート2

➡ ＜申請先＞㋐～㋚のいずれか

＜事例５＞

①床面積6,000㎡
高さ３８ｍ
ルート３

②床面積1,000㎡
ルート2

エキスパンジョイント

➡ ＜申請先＞
㋐～㋚のいずれか
ただし、①②は同じ機関に申請してください。

＜事例６＞

①床面積15,000㎡
ルート３

②床面積1,000㎡
ルート2

別棟（一の確認申請）

➡ ＜申請先＞
㋑～㋚のいずれか
ただし、①②は同じ機関に申請してください。

一の確認申請に係る計画において、構造計算適合性判定を要する建築物の部分が２以上がある場合は、同一の機関に申請してください。

＜事例５＞
②は㋐のみに申請できる建築物ですが、①がいずれの機関にも申請できる建築物ですので、①、②とも㋐～㋚いずれかの判定機関に申請できます。（ただし、同一の機関に申請してください。）

＜事例６＞
②は㋐のみに申請できる建築物ですが、①が㋑～㋚のいずれかに申請できる建築物ですので、①、②とも㋑～㋚のいずれかの判定機関に申請してください。（ただし、同一の機関に申請してください。）

㋐（一財）福井県建築住宅センター
㋑（一財）日本建築センター　㋒（一財）日本建築総合試験所　㋓（株）グッド・アイズ建築検査機構　㋔（株）東京建築検査機構
㋕（株）建築構造センター　㋖日本建築検査協会（株）　㋗（一財）ベターリビング　㋘（一財）住宅金融普及協会
㋙ビューローベリタスジャパン（株）　㋚ハウスプラス住宅保証（株）